

平成31年度事業計画

農林水産業における航空機等（有人ヘリコプター及び産業用無人航空機（無人ヘリコプター及びマルチローター式小型無人機（以下、「マルチローター」という）））の利用（薬剤、肥料、種子の散布等に利用する事業）の安全かつ効率的な推進を図ることにより、農林水産業の安定生産、生産性の向上を図り、もってわが国の食料自給率の向上、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与することを目的とし次の事業を実施する。

1. 農林水産業にかかる技術の研究・開発事業

農林水産業において航空機等を安全かつ効率的に利用することにより、生産コストの低減並びに生産の安定に寄与することを目的として、散布資機材等の適切な使用方法及び散布技術等について科学的知見を踏まえた研究開発を行う。

(1) 資機材等の研究開発

新分野、新技術の研究開発及び開発された技術の事業現場における安全性、効率性等の調査研究の推進並びに成果の普及に努める。

- 1) 病虫害防除等の新利用分野、散布技術に関すること。
- 2) 病虫害防除等の農業資材の効果や安全性の確保に関すること。
- 3) 病虫害防除等の散布実施者の安全性の確保に関すること。
- 4) 病虫害防除等の実施周辺環境の安全性の確保に関すること。
- 5) その他、農林水産航空技術の改善・改良に関すること。

平成31年度においては、特に以下の試験項目について重点的に行う。

- 1) 水稻後期雑草防除に係る検討
- 2) 航空機等による散布方法の有効性に関する検証
- 3) 農薬製剤、散布方法及び安全性に関する情報収集と検討
- 4) 産業用無人航空機の利用拡大に係る新規事業の調査

2. 農林水産航空事業にかかる情報収集・提供及び組織の育成事業

農業労働力の減少と高齢化に伴い、安定的な農業生産に寄与し、病虫害防除作業等の労力の軽減を図る有効な手段である航空機等の利用が、安全かつ適切に行われるよう、地域の空中散布等実施団体、国・地方公共団体等と協力し、空中散布等に係る情報の収集・提供を行い、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与する。

(1) 情報収集、提供

地域の航空防除実施団体及び無人ヘリコプター協議会、その他の関係機関が開催する研修会・検討会等に参加し、空中散布等に関連する情報の収集に務めるとともに、当該事業をより安全に効率よく推進するために必要な事項について、関係機関等との

協力のもとに情報の提供、並びに安全講習会等への講師派遣等を行い、安全対策の推進に務める。

(2) 地域実施体制の整備

地域の空中散布等実施団体が開催する(1)の事業、さらに農薬の安全啓蒙、航空機等の安全運航・飛行等の啓発のための研修会・検討会、及び事業計画の策定に資するための情報提供等の支援を行う。

(3) 国等が行う事業への協力

国及び地方自治体の行政機関の普及啓発に関する施策等に協力する。

- 1) 全国6ブロックにおいて地方行政機関及び道府県協議会等との安全対策会議を開催し、情報の提供を行う。
- 2) 農林水産省が開催する農林水産航空事業検討会及び6ブロックにおける植物防疫関係会議に参加し、情報の提供を行う。

3. 農林水産航空事業の安全な実施にかかる教育研修並びに機材の検定事業

空中散布等による病虫害防除等事業が安全かつ適切に行われるよう、使用される農薬の技術情報をホームページに掲載し安全使用の啓発を行うとともに、安全対策推進のための資料・リーフレット等を作成し、空中散布等実施団体、行政機関等に配布するとともに、周辺住民等への安全対策の徹底や安全運航・飛行、農薬等に係る危被害防止について、実施団体と協力して啓蒙を行う。

また、安全かつ適切な病虫害防除等の事業実施の確保を図るため、当該事業に従事する操縦士(有人ヘリコプター)、オペレーター(産業用無人航空機)等の安全運航・飛行や農薬の適正使用等の研修及び技能認定を行うとともに、当該事業に使用する機体及び散布装置の性能確認、認定を行う。

(1) 安全対策の推進普及・啓蒙

- 1) 安全対策推進のため以下の資料等を作成し、空中散布等実施団体に配布し、実施団体は地域の事業状況を踏まえた資料等を作成し危被害防止対策を行い、公共機関、住民等への周知を図る。
 - ① 農林航空事業実施者のための安全対策の手引
 - ② 航空防除用農薬要覧
 - ③ 産業用無人航空機による病虫害防除実施者のための安全対策マニュアル(無人ヘリコプター及びマルチローターの2種類)
 - ④ 産業用無人ヘリコプターナビゲーターマニュアル
 - ⑤ 産業用無人航空機安全飛行パンフレット等
- 2) 無人航空機による病虫害防除に使用される農薬についての最新の農薬登録情報、安全対策の推進に係る資料等を「産業用無人航空機用農薬」サイトに掲載し、広く国民一般に公表し、病虫害防除等事業の安全対策推進及び農薬の安全使用の普及・啓発を行う。

(2) 教育研修・認定、機材検定

空中散布等による病虫害防除等事業に従事する操縦士、オペレーター等の研修・認定等を行うとともに防除等に必要な機体、散布装置等の性能確認・認定を行う。

1) 機体操作要員の技能研修と認定

① 有人ヘリコプターの操縦士、整備士等の技術確認と認定

有人ヘリコプターによる病虫害防除等事業に従事する操縦士・整備士等を対象に教育研修し、技術確認・認定を行う。

② 産業用無人航空機オペレーター等の技能研修と認定

指定教習施設において産業用無人航空機による病虫害防除等事業に従事するための教育研修並びに技能実習確認を適切に修了した者に対して、オペレーターとして認定を行う。

また、産業用無人航空機オペレーター指導員認定会並びに高所飛行認定会を行い、技能確認・認定を行う。

2) 機体・散布装置の認定

有人ヘリコプター及び産業用無人航空機による病虫害防除等事業に使用される機材（機体・散布装置）について、専門家による委員会において性能確認並びに認定を行う。

① 有人ヘリコプターの機体及び散布装置の認定・管理

② 産業用無人航空機の機体及び散布装置の認定・管理

4. 農林水産航空事業にかかる試験・調査事業

(1) 農薬登録および普及に必要な薬効・薬害等の試験並びに各種環境調査等を行い、専門家による評価を行う。

(2) 農林水産航空技術の普及のための資機材の試験を行う。

(3) 作物残留 GLP 試験等の円滑な実施を推進する。

5. 農林水産航空事業にかかる産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会並びに技術研修会

安全飛行の啓発、効率かつ安全な作業の向上を図るため、全国レベルの産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会を開催し、優秀者を表彰（農林水産大臣賞等）する。

併せて、当該大会に全国から多数の関係者が集まることから、技術研修会を行い安全対策の推進を図る。

6. 航空法に基づく許可・承認申請等の手続き

産業用無人航空機による空中散布等の実施のための国土交通大臣への飛行許可・承認申請の代行申請を行う。

7. その他

農林業、航空、農薬、機械の学識経験者等の専門家による「農林水産航空技術企画委員会」を設置し、航空機等を安全かつ効率的に利用する上での事業の重要事項について審議する。